

議案第二十四号

港区立学校屋内プールの使用に関する規則の一部を改正する規則について

令和七年三月二十六日

港区教育委員会

令和7年3月26日
教育委員会議案資料 No. 3

港区立学校屋内プールの使用に関する規則の一部を改正する規則（案）

港区立学校屋内プールの使用に関する規則（平成二年港区教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二条第一項、」を「第二条、第二条の二、第四条、第五条、」に改める。

第三条中「及び区域」を削る。

第四条第一項中「臨時」を「休場日を変更し、又は臨時」に改め、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 前二号の規定にかかわらず、港区立芝浜小学校については、一月一日から五月三十一日まで及び十一月一日から十二月三十一日まで

第六条第四号中「前三号」を「前四号」に改め、「第四号」を「第五号」とし、「第三号」を「第四号」とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 区内の学校に通学している者

第七条第一項中「前条第一号又は第二号」を「前条第一号、第二号又は第三号」に改め、同条第二項中「学校屋内プール利用者登録申請書」を「港区立学校屋内プール個人登録申請書」に改め、同条第三項中「学校屋内プール利用者登録証」を「港区立学校屋内プール個人登録証」に改める。

第八条第三項中「使用日の三月前の日から使用日の前月の十五日までに使用申込書」を「あ

らかじめ使用申請書」に、「交付を受けなければならない」を「交付を受け、プールを使用するとき、これを提示しなければならない」に改め、「ただし、申込日の最初の日又は最終日が日曜日、土曜日若しくは国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に定める休日に当たるときは、その翌日とする。」を削る。

第九条第一項中「個人で利用する」を「個人で使用する」に改め、第一項第四号中「場合」を「者」に改め、同条第三項中「又は」を「及び」に改める。

第十条第一項各号列記以外の部分中「利用」を「使用」に改め、同項第一号から第七号までの規定中「利用」を「使用」に改め、同条第二項中「使用料減免申請書（第四号様式）」を「使用申請書（第二号様式）」に改める。

第十一条第一項第三号及び第四号中「利用」を「使用」に改め、同項第三号中「第四号様式の二」を「第四号様式」に改め、同条第二項を削り、同条「第三項」を「第二項」とする。

第十三条を削り、第十二条を第十三条とし、第十一条の次に次の一条を加える。

（使用承認の取消し等手続き）

第十二条 教育委員会は、条例第八条の規定に基づき使用承認の取消し等をしようとするとき又は前条第一項第三号又は第四号に規定する使用承認取消申請書が提出されたときは、使用承認取消等通知書（第五号様式）を交付しなければならない。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第二条関係）

名 称	位 置
港区立芝浜小学校	東京都港区芝浦一丁目十六番三十一号
同 港南小学校	同 港南四丁目三番二十八号
同 本村小学校	同 南麻布三丁目九番三十三号
同 御成門中学校	同 西新橋三丁目二十五番三十号
同 高松中学校	同 高輪一丁目十六番二十五号
同 高陵中学校	同 西麻布四丁目十四番八号

同 赤坂中学校	同 赤坂九丁目二番三号
同 港陽中学校	同 台場一丁目一番五号

別表第二を次のように改める。

別表第二（第五条関係）

区 分	平 日	休日（港区立芝浜小学校については、夏季休業日の月曜日から金曜日までを含む。）
芝 浜 小 学 校	午後三時三十分から午後五時三十分まで 午後六時から午後八時まで	午前十時から正午まで 午後一時から午後三時まで 午後三時三十分から午後五時三十分まで 午後六時から午後八時まで
港 南 小 学 校	午後五時から午後八時まで	
本 村 小 学 校	午後四時三十分から午後八時まで	
御 成 門 中 学 校	午後六時三十分から午後八時三十分まで	
高 松 中 学 校	午後六時三十分から午後八時三十分まで	
高 陵 中 学 校	午後六時三十分から午後八時三十分まで	
赤 坂 中 学 校	午後六時三十分から午後八時三十分まで	
港 陽 中 学 校	午後一時三十分から午後五時四十五分まで	

備考

- 一 夏期（七月から九月まで）の土曜日及び日曜日の団体使用は、認めないものとする。
- 二 教育委員会が特別の理由があると認めるときは、開場時間を変更することができる。
- 三 この表において、「休日」とは日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に定める休日に規定する休業日をいい、「平日」とは休日以外の日をいう。

第一号様式から第三号様式までを次のように改める。

第四号様式 削除

第四号様式の二を次のように改める。

第五号様式 削除

第四号様式の次に次の一様式を加える。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の港区立学校屋内プールの使用に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後の使用分について適用し、同日前の使用分については、なお従前の例による。

3 この規則による改正前の港区立学校屋内プールの使用に関する規則の規定により交付された個人登録証及び使用承認書は、この規則による改正後の港区立学校屋内プールの使用に関する規則の規定により交付された登録証及び使用承認書とみなす。

港区立学校屋内プールの使用に関する規則新旧対照表

改正案	現行
(目的) 第一条 この規則は、港区立学校施設等使用条例（平成二年港区条例第七号。以下「条例」という。）第二条、第二条の二、第四条、第五条、第十一条及び別表備考の規定に基づき、港区立学校（以下「学校」という。）内に設置する屋内プールの使用に係る条例の施行について必要な事項を定めるものとする。 (学校名及び位置) 第二条 (略) (管理) 第三条 プールは、港区立学校の管理運営に関する規則（昭和五十三年港区教育委員会規則第九号）第五条第一項第一号の規定にかかわらず、別に定める時間については、教育委員会が管理する。 (休場日) 第四条 プールの休場日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会又は学校長が必要と認めるときは、相互に協議のうえ、休場日を変更し、又は臨時に休場することができる。	(目的) 第一条 この規則は、港区立学校施設等使用条例（平成二年港区条例第七号。以下「条例」という。）第二条第一項、第十一条及び別表備考の規定に基づき、港区立学校（以下「学校」という。）内に設置する屋内プールの使用に係る条例の施行について必要な事項を定めるものとする。 (学校名及び位置) 第二条 (略) (管理) 第三条 プールは、港区立学校の管理運営に関する規則（昭和五十三年港区教育委員会規則第九号）第五条第一項第一号の規定にかかわらず、別に定める時間及び区域については、教育委員会が管理する。 (休場日) 第四条 プールの休場日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会又は学校長が必要と認めるときは、相互に協議のうえ、臨時に休場することができる。

一、二 (略)

三 前二号の規定にかかわらず、港区立芝浜小学校については、一月一日から五月三十一日まで及び十一月一日から十二月三十一日まで

(中略)

(使用できるものの範囲)

第六条 プールを使用できるものの範囲は、次のとおりとする。

一、二 (略)

三 区内の学校に通学している者

四 (略)

五 前四号のほか、教育委員会が適当と認めるもの

(登録)

第七条 プールを使用しようとするもので、前条第一号、第二号又は第三号に該当するもの(小学生、中学生及び学齢未満の者を除く。)は、教育委員会に登録し、登録証(以下「個人登録証」という。)の交付を受けなければならない。

2 個人登録証の交付を受けようとする者は、教育委員会に港区立学校屋内プール個人登録申請書(第一号様式)を提出しなければならない。

一、二 (略)

(中略)

(使用できるものの範囲)

第六条 プールを使用できるものの範囲は、次のとおりとする。

一、二 (略)

三 (略)

四 前三号のほか、教育委員会が適当と認めるもの

(登録)

第七条 プールを使用しようとするもので、前条第一号又は第二号に該当するもの(小学生、中学生及び学齢未満の者を除く。)は、教育委員会に登録し、登録証(以下「個人登録証」という。)の交付を受けなければならない。

2 個人登録証の交付を受けようとする者は、教育委員会に学校屋内プール利用者登録申請書(第一号様式)を提出しなければならない。

3 教育委員会は、登録申請があったときは、審査の上、<u>港区立学校屋内プール個人登録証</u>（第一号様式の二）を交付するものとする。 （使用の申込み） 第八条 プールを使用しようとするものは、あらかじめ教育委員会に申し込み、その承認を受けなければならない。	3 教育委員会は、登録申請があったときは、審査の上、<u>学校屋内プール利用者登録証</u>（第一号様式の二）を交付するものとする。 （使用の申込み） 第八条 プールを使用しようとするものは、あらかじめ教育委員会に申し込み、その承認を受けなければならない。
2 （略） 3 団体で使用するようとするものは、あらかじめ<u>使用申請書</u>（第二号様式）を教育委員会に提出し、<u>使用承認書</u>（第三号様式）の交付を受け、プールを使用するときに、これを提示しなければならない。	2 （略） 3 団体で使用するようとするものは、<u>使用日の三月前の日から使用日の前月の十五日までに使用申込書</u>（第二号様式）を教育委員会に提出し、<u>使用承認書</u>（第三号様式）の交付を受けなければならない。 ただし、申込日の最初の日又は最終日が日曜日、土曜日若しくは国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に定める休日にあたるときは、その翌日とする。
4 （略） （個人使用料の減免） 第九条 条例第四条の規定により、次の各号のいずれかに該当する者が個人で使用する場合は、それぞれ当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。 一 三 （略） 四 前号に規定する者の介護者（教育長が特に必要と認める者を除き、一人に限る。） 免除 五 その他教育委員会が特に必要と認めた者 減額又は免除	4 （略） （個人使用料の減免） 第九条 条例第四条の規定により、次の各号のいずれかに該当する者が個人で利用する場合は、それぞれ当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。 一 三 （略） 四 前号に規定する者の介護者（教育長が特に必要と認める場合を除き、一人に限る。） 免除 五 その他教育委員会が特に必要と認めた者 減額又は免除
2 （略）	2 （略）

3 前二項に規定するもののほか、個人使用者のうち、小学生、中学生及び高校生は、毎月の第二土曜日及び第四土曜日の使用については使用料を免除する。

(団体使用料の減免)

第十条 条例第四条の規定により、次の各号のいずれかに該当する団体が使用する場合、それぞれ当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

一 区が使用するとき。 免除

二 区と共催で使用するとき。 免除

三 区立学校又は区内の幼稚園若しくは保育園が使用するとき。
免除

四 教育長が指定する福祉団体が福祉の増進を図るために使用するとき。 免除

五 教育委員会が認める区内の社会体育団体が使用するとき。
分の一

六 港区体育協会及び当該協会に加盟している団体が使用するとき。
二分の一

七 官公署又は公益法人が公益のための行事に使用するとき。
二分の一

八 (略)

2 前項の規定により使用料の減額又は免除を受けようとするものは、使用を申し込む際に、使用申請書(第二号様式)を教育委員会に提出しなければならない。

3 前二項に規定するもののほか、個人使用者のうち、小学生、中学生及び高校生は、毎月の第二土曜日又は第四土曜日の使用については使用料を免除する。

(団体使用料の減免)

第十条 条例第四条の規定により、次の各号のいずれかに該当する団体が利用する場合は、それぞれ当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

一 区が利用するとき。 免除

二 区と共催で利用するとき。 免除

三 区立学校又は区内の幼稚園若しくは保育園が利用するとき。
免除

四 教育長が指定する福祉団体が福祉の増進を図るために利用するとき。 免除

五 教育委員会が認める区内の社会体育団体が利用するとき。
分の一

六 港区体育協会及び当該協会に加盟している団体が利用するとき。
二分の一

七 官公署又は公益法人が公益のための行事に利用するとき。
二分の一

八 (略)

2 前項の規定により使用料の減額又は免除を受けようとするものは、使用を申し込む際に、使用料減免申請書(第四号様式)を教育委員会に提出しなければならない。

(使用料の還付)

第十一条 条例第五条の規定により使用料を還付する場合及びその額は、次のとおりとする。

一 (略)

二 (略)

三 使用する日の七日前までに団体使用者から使用承認取消申請書(第四号様式)を提出したとき。 全額

四 使用する日の前日までに団体使用者から使用承認取消申請書を提出したとき。 二分の一相当額

2| (略)

(使用承認の取消し等手続き)

第十二条 教育委員会は、条例第八条の規定に基づき使用承認の取消し等をしようとするとき又は前条第一項第三号又は第四号に規定する使用承認取消申請書が提出されたときは、使用承認取消等通知書(第五号様式)を交付しなければならない。

(入場の制限)

第十三条 (略)

(使用料の還付)

第十一条 条例第五条の規定により使用料を還付する場合及びその額は、次のとおりとする。

一 (略)

二 (略)

三 利用する日の七日前までに団体使用者から使用承認取消申請書(第四号様式(二))を提出したとき。 全額

四 利用する日の前日までに団体使用者から使用承認取消申請書を提出したとき。 二分の一相当額

3| (略)

2 団体使用者が、前項の規定により使用料の還付を受けようとするときは、使用料還付請求書(第五号様式)に使用承認書を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

(入場の制限)

第十二条 (略)

(収納事務の委託)

第十三条 教育委員会は、団体使用者の使用料の収納事務を港区スポーツセンターの指定管理者(以下「受託者」という。)に委託する。

(後略)	付 則	(中略)	付 則	1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。	(経過措置)	2 この規則による改正後の港区立学校屋内プールの使用に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後の使用分について適用し、同日前の使用分については、なお従前の例による。 3 この規則による改正前の港区立学校屋内プールの使用に関する規則の規定により交付された個人登録証及び使用承認書は、この規則による改正後の港区立学校屋内プールの使用に関する規則の規定により交付された登録証及び使用承認書とみなす。
(後略)	付 則	(中略)		2 受託者は、使用料を収納したときは、使用料の納入者に対して領収書を交付しなければならない。 3 前項に定めるもののほか、使用料の収納の事務について必要な事項は、委託契約で定める。		

備考 一 夏期（七月から九月まで）の土曜日及び日曜日の団体使用は、認めないものとする。 二 教育委員会が特別の理由があると認めるときは、開場時間を変更することができる。 三 この表において、「休日」とは日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に定める休日に規定する休業日をいい、「平日」とは休日以外の日をいう。 （後略）	備考 一 夏期（七月から九月まで）の土曜日及び日曜日の団体使用は、認めないものとする。 二 教育委員会が特別の理由があると認めるときは、開場時間を変更することができる。 （後略）
第1号様式（1）（第7条関係）	第1号様式（1）（第7条関係）
（略）	（略）
第1号様式（2）（第7条関係）	第1号様式（2）（第7条関係）
（略）	（略）
第1号様式（3）（第7条関係）	第1号様式（3）（第7条関係）
（略）	（略）
第1号様式（4）（第7条関係）	第1号様式（4）（第7条関係）
（略）	（略）
第1号様式（1）（第7条関係）	第1号様式（1）（第7条関係）
（略）	（略）
第1号様式（2）（第7条関係）	第1号様式（2）（第7条関係）
（略）	（略）
第1号様式（3）（第7条関係）	第1号様式（3）（第7条関係）
（略）	（略）

第1号様式の3（第8条関係） （略）	第1号様式の3（第8条関係） （略）
第2号様式（第8条関係） （略）	第2号様式（第8条関係） （略）
第3号様式（第8条関係） （略）	第3号様式（第8条関係） （略）
第4号様式（第10条関係） （略）	第4号様式（第10条関係） （略）
第4号様式（第11条関係） （略）	第4号様式の2（第11条関係） （略）
第5号様式（第11条関係） （略）	第5号様式（第11条関係） （略）
第5号様式（第12条関係） （略）	
削除	

(改正案)

第1号様式(1)(第7条関係)



港区立学校屋内プール

Application Form
for Registration
個人登録申請書

(宛先)
港区教育委員会

Application category 申請区分	New registration Change registration details ☐ 新規登録 ☐ 登録内容変更 Reissue Update expiry date Repeal of registration ☐ 再交付 ☐ 有効期限の更新 ☐ 登録の廃止
Registration Date 申請年月日	Year Month Day 年 月 日
フリガナ	
Name 氏 名	
Birthday 生年月日	Year Month Day Age 年 月 日生 (歳)
Address 自宅住所	港区 〒 電話 Phone ()

※ 確認欄 免許証・マイナンバーカード・住民票・その他()

第1号様式(2)(第7条関係)



港区立学校屋内プール

Application Form
for Registration
個人登録申請書

(宛先)
港区教育委員会

Application category 申請区分	New registration Change registration details ☐ 新規登録 ☐ 登録内容変更 Reissue Update expiry date Repeal of registration ☐ 再交付 ☐ 有効期限の更新 ☐ 登録の廃止
Registration Date 申請年月日	Year Month Day 年 月 日
フリガナ	
Name 氏 名	
Birthday 生年月日	Year Month Day Age 年 月 日生 (歳)
Address 自宅住所	〒 電話 Phone ()
Company's Name 勤務先名	
Office Address 所在地	港区 〒 電話 Phone ()

※ 本人/在勤確認欄 免許証・マイナンバーカード・住民票/社員証・保険証・勤務証明書・その他()

(改正案)

第1号様式(3)(第7条関係)

住

(高齢者・障害者用)

港区立学校屋内プール

Application Form
for Registration

個人登録申請書

(宛先)

港区教育委員会

Application category 申請区分	New registration Change registration details ☐ 新規登録 ☐ 登録内容変更 Reissue Update expiry date Repeal of registration ☐ 再交付 ☐ 有効期限の更新 ☐ 登録の廃止
Registration Date 申請年月日	Year Month Day 年 月 日
フリガナ	
Name 氏 名	
Birthday 生年月日	Year Month Day Age 年 月 日生 (歳)
Address 自宅住所	港区 〒 電話 Phone ()

※

本人／障害確認欄

免許証・マイナンバーカード・住民票／各種障害者手帳・
都医療券(もも、水色のみ)・障害程度(支援)区分認定通知書・
特定医療費(指定難病)受給者証・その他()

第1号様式(4)(第7条関係)

学

港区立学校屋内プール

Application Form
for Registration

個人登録申請書

(宛先)

港区教育委員会

Application category 申請区分	New registration Change registration details ☐ 新規登録 ☐ 登録内容変更 Reissue Update expiry date Repeal of registration ☐ 再交付 ☐ 有効期限の更新 ☐ 登録の廃止
Registration Date 申請年月日	Year Month Day 年 月 日
フリガナ	
Name 氏 名	
Birthday 生年月日	Year Month Day Age 年 月 日生 (歳)
Address 自宅住所	港区 〒 電話 Phone ()
School's Name 学校名	
School Address 所在地	港区 〒 電話 Phone ()

※

本人／在学確認欄

免許証・マイナンバーカード・住民票／
学生証・在学証明書・その他()

(現行)

第1号様式(1)(第7条関係)

⑪

学校開放ブール

Application Form
for Registration
個人登録申請書

(宛先)
港区教育委員会

		(Date)	Year	Month	Day
		申請年月日		年	月
フリガナ					
Name					
氏 名					
Birthday	Year	Month	Day	Age	
生年月日	年	月	日生	(歳)	
Address	港区				
自宅住所	〒 電話 Phone ()				
School Name					
学校名					
(Student Only)					
(学生のみ)	〒				

※

確認欄	免許証・保険証・住民票・その他()
-----	--------------------

(現行)

第1号様式(2)(第7条関係)



学校開放ブール

Application Form
for Registration
個人登録申請書

(宛先)
港区教育委員会

	(Date)	Year	Month	Day
申請年月日		年	月	
フリガナ				
Name				
氏 名				
Birthday	Year	Month	Day	Age
生年月日	年	月	日生	(歳)
Address				
自宅住所	〒	電話 Phone		()
Company's Name				
勤務先名				
Office Address	港区			
所在地	〒	電話 Phone		()

※	確認欄	社員証・保険証・証明・その他()
---	-----	-------------------

(現行)

第1号様式(3)(第7条関係)

(区民)
(高齢者・障害者用)

学校開放ブール

Application Form
for Registration
個人登録申請書

(宛先)
港区教育委員会

		(Date)	Year	Month	Day
		申請年月日		年	月
フリガナ					
Name					
氏 名					
Birthday	Year	Month	Day	Age	
生年月日	年	月	日生	(歳)	
Address	港区				
自宅住所	〒	電話 Phone			()
備考					

※ 確認欄 免許証・保険証・住民票・その他()

(改正案)

第1号様式の2(1)(第7条関係)

(表)

港区立学校屋内プール個人登録証

MINATO CITY INDOOR SCHOOL SWIMMING POOLS MEMBER'S CARD

港区教育委員会

在住者

(裏)

港区立学校屋内プール個人登録証

- ・このカードは、港区在住者・港区在勤者・港区在学者等の方に発行しています。
- ・個人登録の有効期間は3年間です。
- ・このカードは、御利用時には必ず御持参ください。
- ・このカードは、他人に譲ったり、貸したりできません。
- ・転出等で登録要件に該当しなくなった場合は、速やかに各学校屋内プール受付までこのカードをお返しください。
- ・毎月第1・3日曜日は、区民無料公開日です。

港区教育委員会事務局生涯学習スポーツ振興課スポーツ振興係

〒105-8511 港区芝公園1-5-25 電話 3578-2750・2751

氏名

年 月 日まで有効

(改正案)

第1号様式の2(2)(第7条関係)

(表)

港区立学校屋内プール個人登録証

MINATO CITY INDOOR SCHOOL SWIMMING POOLS MEMBER'S CARD

港区教育委員会

在勤者

(裏)

港区立学校屋内プール個人登録証

- ・このカードは、港区在住者・港区在勤者・港区在学者等の方に発行しています。
- ・個人登録の有効期間は3年間です。
- ・このカードは、御利用時には必ず御持参ください。
- ・このカードは、他人に譲ったり、貸したりできません。
- ・転出等で登録要件に該当しなくなった場合は、速やかに各学校屋内プール受付までこのカードをお返しください。

港区教育委員会事務局生涯学習スポーツ振興課スポーツ振興係

〒105-8511 港区芝公園1-5-25 電話 3578-2750・2751

氏名

年 月 日まで有効

(改正案)

第1号様式の2(3)(第7条関係)

(表)

港区立学校屋内プール個人登録証

MINATO CITY INDOOR SCHOOL SWIMMING POOLS MEMBER'S CARD

港区教育委員会

在学者

(裏)

港区立学校屋内プール個人登録証

- ・このカードは、港区在住者・港区在勤者・港区在学者等の方に発行しています。
- ・個人登録の有効期間は3年間です。
- ・このカードは、御利用時には必ず御持参ください。
- ・このカードは、他人に譲ったり、貸したりできません。
- ・転出等で登録要件に該当しなくなった場合は、速やかに各学校屋内プール受付までこのカードをお返しください。
- ・毎月第2・4土曜日は、小学生・中学生・高校生の無料公開日です。

港区教育委員会事務局生涯学習スポーツ振興課スポーツ振興係

〒105-8511 港区芝公園1-5-25 電話 3578-2750・2751

氏名

年 月 日まで有効

(現行)

第1号様式の2(1)(第7条関係)

(表)

学校屋内プール個人登録証	
INDOOR SCHOOL SWIMMING POOLS MEMBER'S CARD	
港区教育委員会	区民

(裏)

学校屋内プール個人登録証
・このカードは、港区民・港区在勤者等の方に発行しています。
・このカードは、御利用時には必ずご持参ください。
・このカードは、他人に譲ったり、貸したりできません。
・転出等で登録要件に該当しなくなった場合は、速やかに各学校屋内プール受付までこのカードをお返してください。
・毎月第1・3日曜日は、区民無料公開日のため区民の方のみ御利用できます。
問合せ先
氏名

(現行)

第1号様式の2(2)(第7条関係)

(表)

学校屋内プール個人登録証	
INDOOR SCHOOL SWIMMING POOLS MEMBER'S CARD	
港区教育委員会	在勤者

(裏)

学校屋内プール個人登録証
・このカードは、港区民・港区在勤者等の方に発行しています。
・このカードは、御利用時には必ずご持参ください。
・このカードは、他人に譲ったり、貸したりできません。
・転出等で登録要件に該当しなくなった場合は、速やかに各学校屋内プール受付までこのカードをお返しく下さい。
・毎月第1・3日曜日は、区民無料公開日のため区民の方のみ御利用できます。
問合せ先
氏名

(改正案)

第 2 号様式（第 8 条関係）

年 月 日

予約番号	
------	--

使用申請書

(宛先)
港区教育委員会

申請者 住 所 :
団 体 名 :
代表者名 :
電話番号 :

以下のとおり使用を申請します。

使 用 目 的					
使用 内容	使用年月日(曜日)	使 用 時 間	使用施設(学校名)	予定人数	使 用 料
備 考					

以下の理由により減免又は免除を申請します。

減免申請理由		施設使用料 A	
		施設減免使用料 B	
減 免 率		合計使用料 C (A-B)	

署名欄
氏 名 _____

電 話 番 号 _____

(現行)

第2号様式(第8条関係)

No. _____

学校屋内プール使用申請書

年 月 日

(宛先) 港区教育委員会

申請者 団体名 _____
代表者 _____
住所 _____
電話 () _____

下記のとおり使用を申請します。

記

学校名	港区立 学校
使用目的	スポーツ レクリエーション その他()
使用年月日	年 月 日()
使用時間	時 分 ～ 時 分(2時間以内)
使用人員	大人 名 子供 名 合計 名

※ 港区記載欄

入場料・会費等徴収の有無	有 無	使 用 料	
--------------	-----	-------	--

第3号様式（第8条関係）

年 月 日

承認番号	
------	--

使用承認書

様

港区教育委員会



以下のとおり使用を承認します。

使 用 目 的					
使用内容	使用年月日(曜日)	使用時間	使用施設(学校名)	予定人数	使用料
備 考					

減免申請理由		施設使用料 A	
		施設減免使用料 B	
減 免 率		合 計 使 用 料 C (A - B)	

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、港区教育委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、港区を被告として（訴訟において港区を代表する者は港区教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

注意事項

- 1 使用当日には、必ずこの使用承認書を受付に提出してください。
- 2 使用に係る権利を他人に譲渡し又は転貸することはできません。
- 3 使用の目的、使用の条件又は使用に関する諸規定を守らない場合は、使用中であってもその後の使用を取り消すことがあります。
- 4 使用中の事故等は、応急措置はいたしますが、その後の責任は負いかねます。ライフガードの配置や傷害保険への加入について、あらかじめご配慮ください。
- 5 準備と後片付けに要する時間は、使用承認時間に含まれています。
- 6 使用した器具類はもとの場所に整理・整頓してください。
- 7 施設や器具類を破損したり紛失したときは、原状に回復するか弁償していただくことがあります。
- 8 学校内における喫煙や飲食については、ご遠慮ください。
- 9 学校内においては、非常の場合のほかは指定された場所以外への立入りをご遠慮ください。
- 10 学校及びプールへの入退場の際は、他の使用者との混乱を防止するため、できるだけ全員で行動してください。

(現行)

第3号様式(第8条関係)

(表)

学校屋内プール使用承認書

No.

年 月 日

様

港区教育委員会 印

下記のとおり使用を承認します。

記

学校名	港区立 学校
使用目的	スポーツ レクリエーション その他()
使用年月日	年 月 日()
使用時間	時 分 ～ 時 分(2時間以内)
使用人員	大人 名 子供 名 合計 名

※ 港区記載欄

入場料・会費等徴収の有無	有 無	使用料	
--------------	-----	-----	--

裏面の注意事項をお読みください。

(現行)

(裏)

注意事項

- 1 使用当日には、必ずこの使用承認書を受付に提出してください。
- 2 使用に係る権利を他人に譲渡し又は転貸することはできません。
- 3 使用の目的、使用の条件又は使用に関する諸規定を守らない場合は、使用中であってもその後の使用を取り消すことがあります。
- 4 使用中の事故等は、応急措置はいたしますが、その後の責任は負いかねます。ライフガードの配置や傷害保険への加入について、あらかじめご配慮ください。
- 5 準備と後片付けに要する時間は、使用承認時間に含まれています。
- 6 使用した器具類はもとの場所に整理・整頓してください。
- 7 施設や器具類を破損したり紛失したときは、原状に回復するか弁償していただくことがあります。
- 8 学校内における喫煙や飲食については、ご遠慮ください。
- 9 学校内においては、非常の場合のほかは指定された場所以外への立入りをご遠慮ください。
- 10 学校及びプールへの入退場の際は、他の使用者との混乱を防止するため、できるだけ全員で行動してください。

第4号様式 削除

(改正案)

第 4 号様式（第 11 条関係）

年 月 日

使用承認取消申請書

（宛先）
港区教育委員会

申請者 住 所 :
団 体 名 :
代表者名 :
電話番号 :

承認番号 _____ について、以下のとおり使用承認の取消しを申請します。

使 用 目 的			
使用年月日(曜日)	使 用 時 間	使用施設（学校名）	予定人数
取 消 理 由			
備 考			

署名欄
氏 名 _____

電 話 番 号 _____

(現行)

第4号様式の2(第11条関係)

No. _____.

学校屋内プール使用承認取消申請書

年 月 日

(宛先) 港区教育委員会

申請者 団体名 _____
代表者 _____
住所 _____
電話 () _____

下記のとおり利用承認の取消しを申請します。

記

使用承認を取り消す学校名	港区立 _____ 学校
使用年月日	年 月 日 ()
使用時間	時 分 ~ 時 分

第5号様式 削除

使用承認取消等通知書

様

港区教育委員会

印

以下のとおり使用の承認を(取消し・制限・停止)したので通知します。

使 用 目 的			
使用年月日(曜日)	使 用 時 間	使用施設(学校名)	予定人数
取 消 等 理 由			
備 考			

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、港区教育委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、港区を被告として（訴訟において港区を代表する者は港区教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

港区立学校屋内プールの使用に関する規則の一部を改正する規則について

審議内容

令和7年度から、港区立芝浜小学校の屋内プールを新たに開放するとともに、学校屋内プール開放の利用対象者に区内在学者を追加するため、港区立学校屋内プールの使用に関する規則の一部を改正します。

1 改正理由

港区スポーツセンタープールの夏季の混雑緩和を図るため、令和7年度から港区立芝浜小学校の学校屋内プールを開放します。また、より多くの方に学校屋内プールを利用いただけるよう、令和7年度から、在学者を利用対象者に追加するため、港区立学校屋内プールの使用に関する規則における関連規定の一部を改正します。

合わせて、同規則の条文上の文言の整理、各様式の整備のための改正を行います。

2 改正内容

(1) 芝浜小学校屋内プールの開放に関する条文

ア 学校名及び位置【第2条 別表第一】

新たに芝浜小学校屋内プールを開放するため、別表第一に港区立芝浜小学校及びその位置を追加します。

イ 休場日【第4条第3号】

芝浜小学校屋内プールは、夏季のプール利用期間以外は多目的室として使用するため、開放を6月から10月までの期間内とすることについて、新たに規定します。

ウ 開場時間【第5条 別表第二】

芝浜小学校屋内プールの開放日及び開放時間に合わせて、「平日」と「休日」の区分及び開放時間を改めます。

(2) 区内在学者の追加に関する条文

使用できるものの範囲【第6条】

区内在学者を使用対象者に追加するため、新たに条文を設けます。

(3) その他の規定及び様式に関する条文

ア その他の規定【第1条、第3条、第4条第1項、第7条第1項～第3項、第8条第3項、第9条第1項及び第3項、第10条第1項及び第2項、第11条第1項及び第2項、第12条】

イ 様式【第1号様式(4)、第1号様式の2(2)、第4号様式、第6号様式】

3 公布日(予定)

令和7年3月27日

4 施行期日

令和7年4月1日

令和 7 年 3 月 2 6 日

教育委員会議案資料 No. 3 - 4

○港区立学校屋内プールの使用に関する規則（改正案・全文）

平成二年三月三十一日

教育委員会規則第二号

改正 平成三年七月一〇日教育委員会規則第一〇号

平成四年六月二四日教育委員会規則第四号

平成四年九月二二日教育委員会規則第一〇号

平成五年三月九日教育委員会規則第一号

平成五年六月八日教育委員会規則第四号

平成六年九月一三日教育委員会規則第八号

平成七年三月一四日教育委員会規則第三号

平成九年九月九日教育委員会規則第八号

平成一〇年三月二五日教育委員会規則第一五号

平成一四年三月二九日教育委員会規則第九号

平成一八年一二月二六日教育委員会規則第二五号

平成二〇年三月一四日教育委員会規則第二号

平成二〇年七月一四日教育委員会規則第二五号

平成二二年五月一二日教育委員会規則第一五号

平成二二年六月二三日教育委員会規則第一八号

平成二三年三月三一日教育委員会規則第三号

平成二三年一二月二五日教育委員会規則第二三号

平成二四年三月二八日教育委員会規則第三号

平成二五年三月二九日教育委員会規則第一〇号

平成二五年一二月一三日教育委員会規則第三二号

平成二六年三月二八日教育委員会規則第一五号

平成二六年一二月一〇日教育委員会規則第二四号

平成二八年八月二六日教育委員会規則第二一号

平成二九年三月三一日教育委員会規則第八号

平成三〇年三月三〇日教育委員会規則第三号

令和五年一月二四日教育委員会規則第一号

（目的）

第一条 この規則は、港区立学校施設等使用条例（平成二年港区条例第七号。以下「条例」という。）第二条、第二条の二、第四条、第五条、第十一条及び別表備考の規定に基づき、港区立学校（以下「学校」という。）内に設置する屋内プールの使用に係る条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

（学校名及び位置）

第二条 次条の規定により、港区教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する屋内プール（以下「プール」という。）を設置する学校の名称及び位置は、別表第一のとおりとする。

（管理）

第三条 プールは、港区立学校の管理運営に関する規則（昭和五十三年港区教育委員会規則第九号）第五条第一項第一号の規定にかかわらず、別に定める時間については、教育委員会が管理する。

（休場日）

第四条 プールの休場日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会又は学校長が必要と認めるときは、相互に協議のうえ、休場日を変更し、又は臨時に休場することができる。

一 月曜日、火曜日及び水曜日（港区立本村小学校については火曜日、港区立御成門中学校及び港区立赤坂中学校については月曜日、港区立港陽中学校の夏季休業日以外の期間については月曜日から金曜日まで）

二 一月一日から同月四日まで及び十二月二十八日から同月三十一日まで

三 前二号の規定にかかわらず、港区立芝浜小学校については、一月一日から五月三十一日まで及び十一月一日から十二月三十一日まで

（開場時間）

第五条 プールの開場時間は、別表第二のとおりとする。

（使用できるものの範囲）

第六条 プールを使用できるものの範囲は、次のとおりとする。

一 区内に住所を有する者

二 区内の事務所又は事業所に勤務している者

三 区内の学校に通学している者

四 教育委員会が別に定める学校施設等使用団体の事前届出により、承認された団体

五 前四号のほか、教育委員会が適当と認めるもの

(登録)

第七条 プールを使用しようとするもので、前条第一号、第二号又は第三号に該当するもの（小学生、中学生及び学齢未満の者を除く。）は、教育委員会に登録し、登録証（以下「個人登録証」という。）の交付を受けなければならない。

2 個人登録証の交付を受けようとする者は、教育委員会に港区立学校屋内プール個人登録申請書（第一号様式）を提出しなければならない。

3 教育委員会は、登録申請があったときは、審査の上、港区立学校屋内プール個人登録証（第一号様式の二）を交付するものとする。

(使用の申込み)

第八条 プールを使用しようとするものは、あらかじめ教育委員会に申し込み、その承認を受けなければならない。

2 個人使用については、プールを使用しようとする者が個人使用券（第一号様式の三）を購入し、窓口に出すと同時に、個人登録証を提示することにより、教育委員会の承認を受けたものとみなす。

3 団体でしようとするものは、あらかじめ使用申請書（第二号様式）を教育委員会に提出し、使用承認書（第三号様式）の交付を受け、プールを使用するときに、これを提示しなければならない。

4 前項の規定による申込みが多数の場合は、抽せんによる。

(個人使用料の減免)

第九条 条例第四条の規定により、次の各号のいずれかに該当する者が個人で使用する場合は、それぞれ当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

一 学齢未満の者 免除

二 区内に住所を有する六十五歳以上の者 免除

三 区内に住所を有する障害者で教育長が別に定めるもの 免除

四 前号に規定する者の介護者（教育長が特に必要と認める者を除き、一人に限る。）
免除

五 その他教育委員会が特に必要と認めた者 減額又は免除

2 前項の規定にかかわらず、港区スポーツセンター条例（昭和四十九年港区条例第三十九号）第六条で定める「区民無料公開の日」の使用については、個人使用者のうち、区内に住所を有する者の使用料を免除する。

3 前二項に規定するもののほか、個人使用者のうち、小学生、中学生及び高校生は、毎月の第二土曜日及び第四土曜日の使用については使用料を免除する。

(団体使用料の減免)

第十条 条例第四条の規定により、次の各号のいずれかに該当する団体が使用する場合、それぞれ当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

一 区が使用するとき。 免除

二 区と共催で使用するとき。 免除

三 区立学校又は区内の幼稚園若しくは保育園が使用するとき。 免除

四 教育長が指定する福祉団体が福祉の増進を図るために使用するとき。 免除

五 教育委員会が認める区内の社会体育団体が使用するとき。 二分の一

六 港区体育協会及び当該協会に加盟している団体が使用するとき。 二分の一

七 官公署又は公益法人が公益のための行事に使用するとき。 二分の一

八 その他教育委員会が特に必要があると認めるとき。 減額又は免除

2 前項の規定により使用料の減額又は免除を受けようとするものは、使用を申し込む際に、使用申請書（第二号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

(使用料の還付)

第十一条 条例第五条の規定により使用料を還付する場合及びその額は、次のとおりとする。

一 使用者の責任でない事情により、使用ができないとき。 全額

二 条例第八条第三号の規定に該当するとき。 全額

三 使用する日の七日前までに団体使用者から使用承認取消申請書（第四号様式）を提出したとき。 全額

四 使用する日の前日までに団体使用者から使用承認取消申請書を提出したとき。 二分の一相当額

2 個人使用者が、第一項第一号及び第二号の規定により使用料の還付を受けようとするときは、個人使用券を教育委員会に返還しなければならない。ただし、第八条第二項の規定に基づき個人使用券を提出済みのときは、申出によるものとする。

(使用承認の取消し等手続き)

第十二条 教育委員会は、条例第八条の規定に基づき使用承認の取消し等をしようとするとき又は前条第一項第三号又は第四号に規定する使用承認取消申請書が提出されたとき

きは、使用承認取消等通知書（第五号様式）を交付しなければならない。

（入場の制限）

第十三条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、プールへの入場を断り、又は退場させることができる。

- 一 他人に危害をおよぼし、又は他人に迷惑となるおそれのある者
- 二 飲酒又は薬物の影響で水泳ができない状態にあると認められる者
- 三 プール内において、物品の販売その他の営業行為をする者
- 四 その他学校又はプール管理上支障があると認められる者

（委任）

第十四条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が定める。

付 則

この規則は、平成二年六月一日から施行する。

付 則（平成三年七月一〇日教育委員会規則第一〇号）

この規則は、平成三年七月二十六日から施行する。

付 則（平成四年六月二四日教育委員会規則第四号）

この規則は、平成四年七月二十一日から施行する。

付 則（平成四年九月二二日教育委員会規則第一〇号）

この規則は、平成五年四月一日から施行する。

付 則（平成五年三月九日教育委員会規則第一号）

この規則は、平成五年四月一日から施行する。

付 則（平成五年六月八日教育委員会規則第四号）

この規則は、平成五年七月一日から施行する。

付 則（平成六年九月一三日教育委員会規則第八号）

この規則は、平成六年十一月十八日から施行する。

付 則（平成七年三月一四日教育委員会規則第三号）

この規則は、平成七年四月一日から施行する。

付 則（平成九年九月九日教育委員会規則第八号）

この規則は、平成九年十月一日から施行する。

付 則（平成一〇年三月二五日教育委員会規則第一五号）

この規則は、平成十年四月一日から施行する。

付 則（平成一四年三月二九日教育委員会規則第九号）

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

付 則（平成一八年一二月二六日教育委員会規則第二五号）

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

付 則（平成二〇年三月一四日教育委員会規則第二号）

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

付 則（平成二〇年七月一四日教育委員会規則第二五号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成二二年五月一二日教育委員会規則第一五号）

この規則は、平成二十二年六月一日から施行する。ただし、第九条の改正規定は、公布の日から施行する。

付 則（平成二二年六月二三日教育委員会規則第一八号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成二三年三月三一日教育委員会規則第三号）

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

付 則（平成二三年一二月二五日教育委員会規則第二三号）

この規則は、平成二十四年一月五日から施行する。

付 則（平成二四年三月二八日教育委員会規則第三号）

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

付 則（平成二五年三月二九日教育委員会規則第一〇号）

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

付 則（平成二五年一二月一三日教育委員会規則第三二号）

1 この規則は、平成二十六年一月一日から施行する。

2 この規則による改正後の港区立学校屋内プールの使用に関する規則第九条及び第十条の規定は、平成二十六年四月一日以後の使用分について適用し、同日前の使用分については、なお従前の例による。

付 則（平成二六年三月二八日教育委員会規則第一五号）

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

付 則（平成二六年一二月一〇日教育委員会規則第二四号）

1 この規則は、平成二十六年十二月二十二日から施行する。

2 この規則の施行の日前に、港区スポーツセンター条例施行規則（昭和四十九年港区教育委員会規則第九号）第二条の規定により交付された登録証は、この規則による改正後

の港区立学校屋内プールの使用に関する規則第七条の規定により交付された登録証とみなす。

付 則（平成二八年八月二六日教育委員会規則第二一号）

この規則中第一条の規定は平成二十八年九月一日から、第二条の規定は平成二十九年四月一日から施行する。

付 則（平成二九年三月三一日教育委員会規則第八号）

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

付 則（平成三〇年三月三〇日教育委員会規則第三号）

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

付 則（令和五年一月二四日教育委員会規則第一号）

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

付 則

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の港区立学校屋内プールの使用に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後の使用分について適用し、同日前の使用分については、なお従前の例による。

3 この規則による改正前の港区立学校屋内プールの使用に関する規則の規定により交付された個人登録証及び使用承認書は、この規則による改正後の港区立学校屋内プールの使用に関する規則の規定により交付された登録証及び使用承認書とみなす。

別表第一（第二条関係）

名称	位置
<u>港区立芝浜小学校</u>	<u>東京都港区芝浦一丁目十六番三十一号</u>
<u>同</u> 港南小学校	<u>同</u> 港南四丁目三番二十八号
同 本村小学校	同 南麻布三丁目九番三十三号
同 御成門中学校	同 西新橋三丁目二十五番三十号
同 高松中学校	同 高輪一丁目十六番二十五号
同 高陵中学校	同 西麻布四丁目十四番八号
同 赤坂中学校	同 赤坂九丁目二番三号
同 港陽中学校	同 台場一丁目一番五号

別表第二（第五条関係）

<u>区分</u>	<u>平日</u>	<u>休日（港区立芝浜小学校については、夏季休業日の平日を含む。）</u>
<u>芝浜小学校</u>	<u>午後三時三十分から午後五時三十分まで</u> <u>午後六時から午後八時まで</u>	<u>午前十時から正午まで</u> <u>午後一時から午後三時まで</u> <u>午後三時三十分から午後五時三十分まで</u> <u>午後六時から午後八時まで</u>
<u>港南小学校</u>	<u>午後五時から午後八時まで</u>	
<u>本村小学校</u>	<u>午後四時三十分から午後八時まで</u>	
<u>御成門中学校</u>	<u>午後六時三十分から午後八時三十分まで</u>	
<u>高松中学校</u>	<u>午後六時三十分から午後八時三十分まで</u>	
<u>高陵中学校</u>	<u>午後六時三十分から午後八時三十分まで</u>	
<u>赤坂中学校</u>	<u>午後六時三十分から午後八時三十分まで</u>	
<u>港陽中学校</u>	<u>午後一時三十分から午後五時四十五分まで</u>	

備考

- 一 夏期（七月から九月まで）の土曜日及び日曜日の団体使用は、認めないものとする。
- 二 教育委員会が特別の理由があると認めるときは、開場時間を変更することができる。
- 三 この表において、「休日」とは日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に定める休日に規定する休業日をいい、「平日」とは休日以外の日をいう。

第1号様式（1）（第7条関係）

第1号様式（2）（第7条関係）

第1号様式（3）（第7条関係）

第1号様式（4）（第7条関係）

第1号様式の2（1）（第7条関係）

第1号様式の2（2）（第7条関係）

第1号様式の2（3）（第7条関係）

第1号様式の3（第8条関係）

第2号様式（第8条関係）

第3号様式（第8条関係）

第4号様式（第11条関係）

第5号様式（第12条関係）